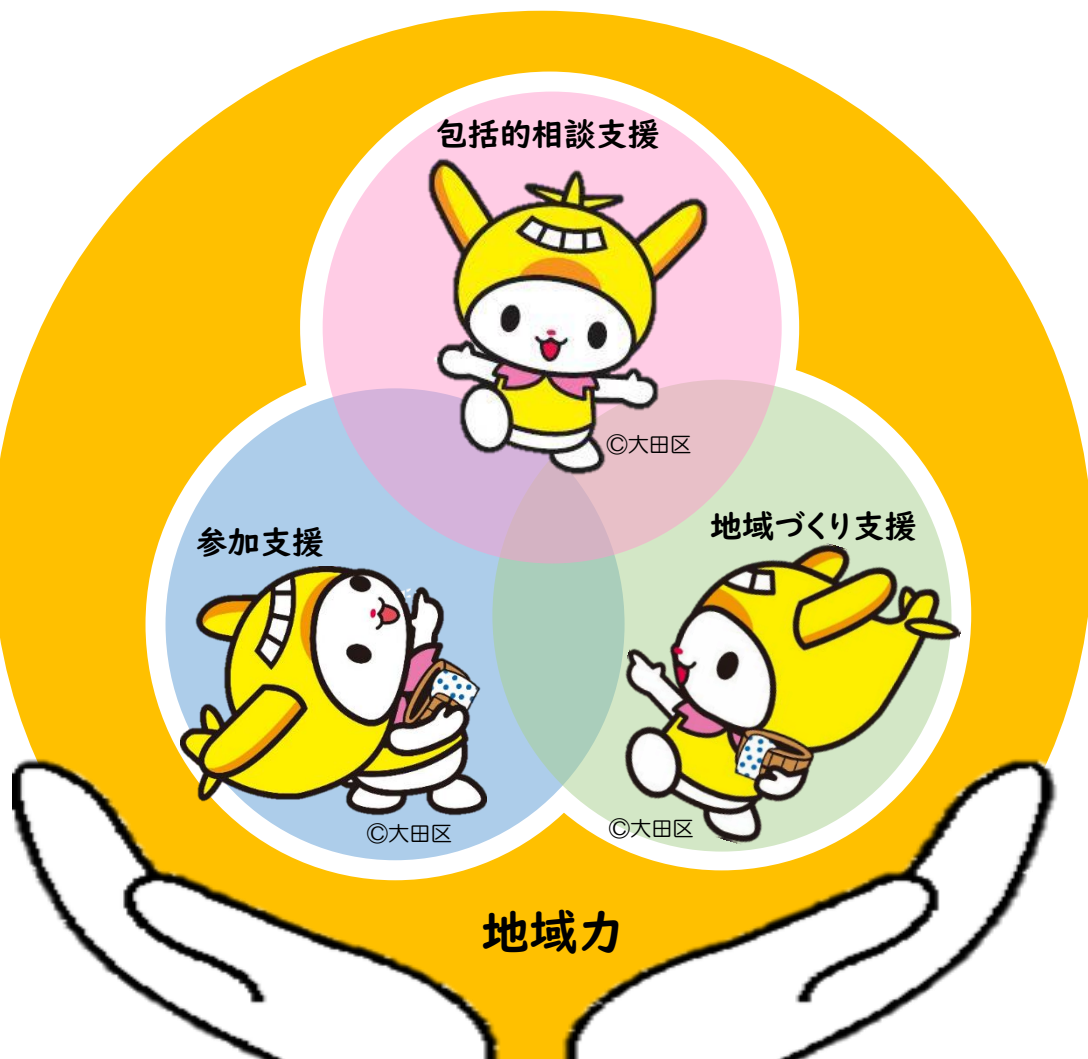


大田区 重層的支援体制整備事業 実施計画

(令和8年度～令和10年度)



令和8年3月更新

1	計画策定の目的	1
2	計画の位置付け	1
3	重層的支援体制整備事業の概要	2
4	SDGsとの関係	2
5	大田区の重層的支援体制整備事業の考え方	3
6	本格実施から3年経過した現状と課題	4
7	令和8年度～令和10年度に取り組むべき視点	6
8	重層的支援体制整備事業の実施内容	8
9	計画の進行管理	15
10	大田区福祉人材育成・交流センターによる支援力の強化	15
11	大田区社会福祉協議会との連携	15
12	重層的支援体制整備事業と関連する区の既存事業との連携	15

1 計画策定の目的

区は、重層的支援体制整備事業を実施することによって、包括的支援体制を強化し、大田区らしい「地域共生社会の実現」※の推進を目的としています。

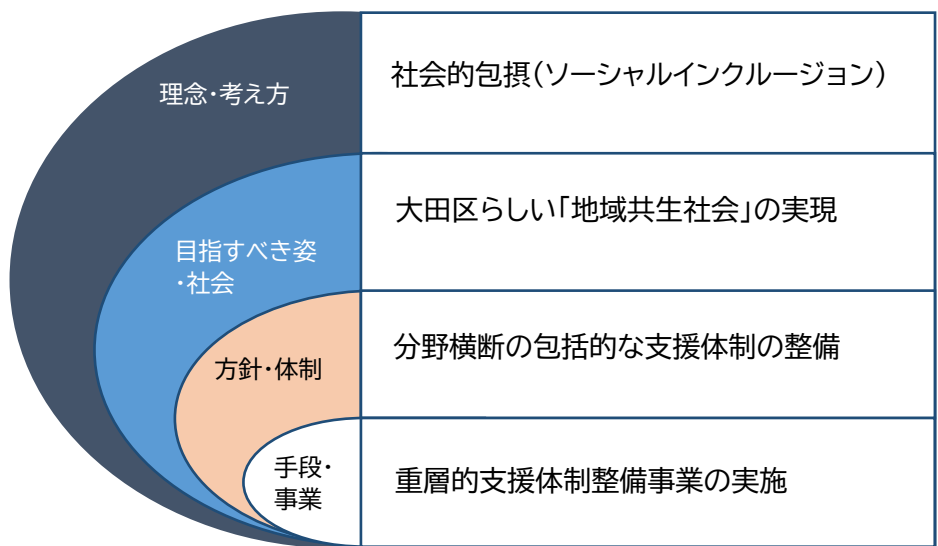
※ 地域共生社会とは、制度・分野ごとの縦割りや、「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が、世代や分野を超えてつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会を指しています。(平成 29 年2月7日厚生労働省「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部決定)

2 計画の位置づけ

区は、大田区地域福祉計画で掲げる「地域共生社会の実現」に向け、分野横断的に包括的な支援体制を構築するための手段として、「重層的支援体制整備事業」を実施します。

社会福祉法(昭和26年法律第45号(以下「法」という。))第106条の5第1項で、『市町村は、重層的支援体制整備事業を実施するときは、法第106条の3第2項の指針に即して、重層的支援体制整備事業を適切かつ効果的に実施するため、重層的支援体制整備事業の提供体制に関する事項その他厚生労働省令で定める事項を定める「重層的支援体制整備事業実施計画」を策定するよう努めるものとする。』と規定されており、本計画はそれに当たるものとして策定しています。

本計画により、具体的な区の考えや、事業内容等を見える化し、示すことで、関係機関との連携体制や、地域との協力体制を深めてまいります。



3 重層的支援体制整備事業の概要

法第106条の4に基づき、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築し、個別の支援と地域づくりへの支援の両面を通じて重層的な支援体制を整備するため、「包括的相談支援」、「参加支援」、「地域づくり支援」の3つの支援を一体的に実施するものです。

(1) 包括的相談支援（法第106条の4第2項第1号）

本人や世帯の属性を問わず、包括的に相談を受け止め、支援関係機関全体で行う支援

(2) 参加支援（法第106条の4第2項第2号）

本人や世帯の状態に寄り添い、社会とのつながりを段階的に回復する支援

(3) 地域づくり支援（法第106条の4第2項第3号）

地域における活動の活性化等を通じた、多様な地域活動が生まれやすい環境を整備する支援

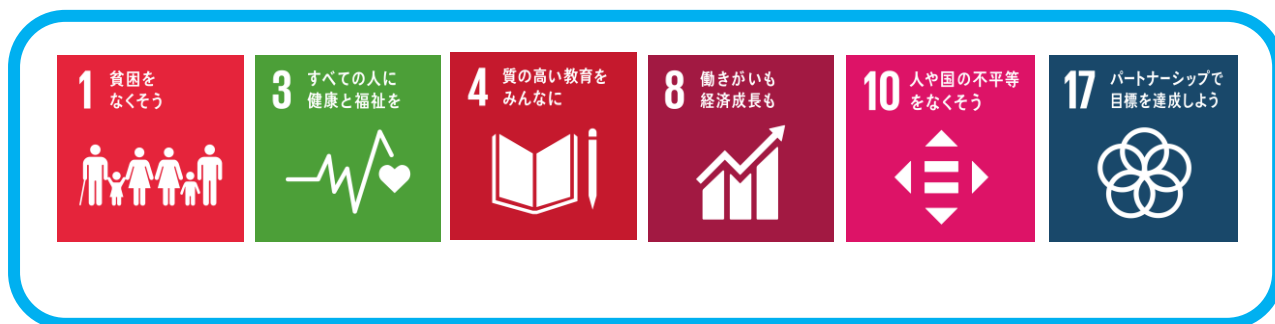
4 SDGsとの関係



本計画は、SDGs(Sustainable Development Goals:持続可能な開発目標)の17の目標のうち、「1 貧困をなくそう」「3 すべての人に健康と福祉を」「4 質の高い教育をみんなに」「8 働きがいも経済成長も」「10 人や国の不平等をなくそう」「17 パートナーシップで目標を達成しよう」と特に密接に関連します。

本計画を着実に推進し、多様な主体との連携により、包括的な支援体制を整備することで、SDGsで掲げる「誰一人取り残さない」持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現をめざしていきます。

区はSDGsの達成に向けて優れた取組を提案する都市として、内閣府から令和5年度の「SDGs 未来都市」に選定されるとともに、その中でも特に優れた先導的な取組を行う「自治体SDGs モデル事業」にも選定され、重層的支援体制整備事業からは、経済・環境・社会の三側面をつなぐ取組のひとつとして、「おおたフード支援ネットワーク事業」を位置付け実施しています。

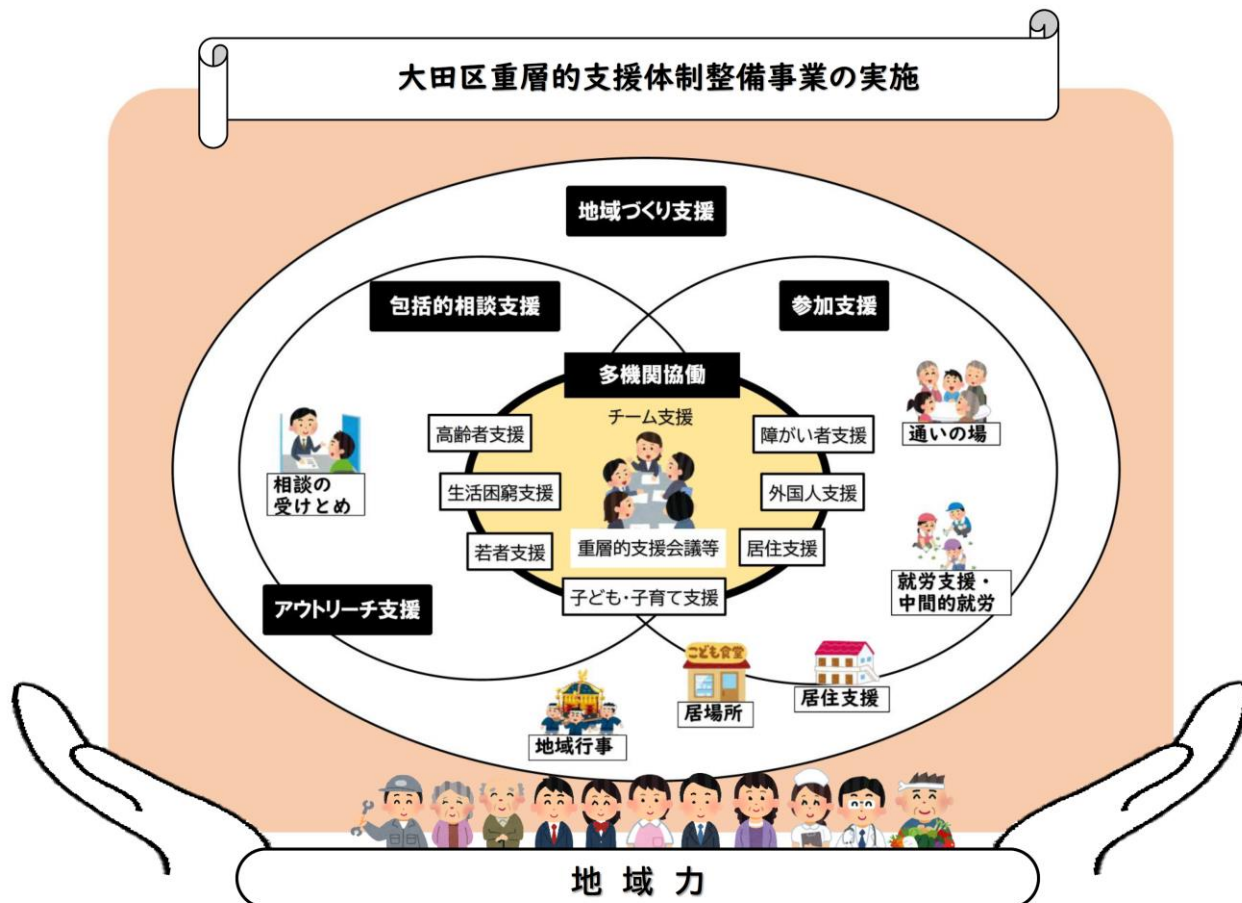


5 大田区の重層的支援体制整備事業の考え方

大田区の強みである「地域力」を最大限に活かし、高齢・障がい・子ども・生活困窮等の課題への取組を「重層的支援体制整備事業」と紐づけ、分野横断的な包括的支援の体制に再整理して実施します。

区民からの相談は、区の各相談機関がまずは受けとめ、必要な支援につながるよう、支援者間の多機関連携を調整する機能を設置し、包括的なチーム支援の強化を図ります。

多機関連携によるチームの支援力を高めるには、職員一人一人の連携の意識を更に高め、支援機関との連携体制、地域との協力体制を構築しながら、一步一步着実に進めていきます。



◆大田区が考える「重層的」の意味

- ① 「包括的相談支援」「参加支援」「地域づくり支援」の3つの支援を“重層的”に実施すること。
- ② 課題に対して必要な支援サービスを提供するために、支援機関が連携してチームとなって“重層的”に支援すること。
- ③ 区が行う重層的支援とともに、地域住民、事業者、NPOなどの多様な主体が参画し、“重層的”に支えあうこと。

※ 対象となる課題は、複雑化・複合化した課題だけでなく、広く区民が支援者を必要とする課題とします。こうした取組によって、早期把握・早期支援による早期解決の予防的な支援にもつなげていきます。

6 本格実施から3年経過した現状と課題

(1) 包括的相談支援

重層的支援体制整備事業の本格実施から3年が経過し、地域包括支援センターをはじめとする包括的相談支援事業が行う各種調整会議を軸としながら、必要に応じて、各地域福祉課の多機関連携調整担当が調整役となって重層的支援会議等を開催するなど、関係機関と連携して、チームで支援することの体制の基盤ができています。

特に既存の各分野における個別課題のケース会議では、検討のしづらい事例など、どこの機関でも調整の難しい事案については、個別事案を持たない多機関連携調整担当による俯瞰した調整が機能することがあります。

また、複合課題ゆえになかなかご本人や世帯全員との関係性が築きづらい事例には、社会福祉法第106条の6に基づく支援会議を活用した検討が有効であり、必要な支援につながっていない区民や世帯への支援のきっかけをつくることできています。

こうした事例は、生きづらさを抱え、孤立に陥りやすい方の支援につながります。

重層的支援会議等の実施内容では、年代に関わらず、いわゆる8050問題のような親子やきょうだいが抱える世帯全体の複合的な課題が多くありました。

他にも、住環境の悪化によって地域課題化しているいわゆる「ごみ屋敷問題」の事例や、カスタマーハラスメントの疑いがある複合的な課題などでは、学識者や法的な知見のあるスーパーバイザーなどの助言を受けながら、解決の糸口を探る検討を行いました。

包括的な世帯支援を検討する中で、ご家族の中にいる支援のキーパーソンとなっていた方自身も、実は支援が必要な当事者の疑いがある場合が見えてくることがありました。複合的な課題を抱えた家族の中には、本来支援が必要であったかもしれない方が、適切な支援につながることなく、発覚が遅れてしまうこともあるため、ヤングケアラーなどのケアラー支援の視点の強化が必要です。

早期に課題が把握でき、重層的支援会議等につながったとしても、本人に支援拒否がある場合は、サービスにつなげることが難しく、課題に応じたスーパーバイザー等からの助言もいただきながら、介入の方法を模索しています。

また、18歳や40歳、65歳などの年齢による制度切替時において、これまでの支援機関・支援者が変わるときの引継ぎや役割分担の調整などについても、分野や部局を横断的に検討する必要があるため、重層的支援会議等が有効なことがありました。ただし、引き継ぐには、新たな支援機関が対象者との関係づくりを丁寧に行う必要があることや、これまでの支援記録の引き継ぎ方法など、ルールづくりが必要なことも見えてきており、支援連携のあり方を検討する必要があります。

◆区が考える「チーム支援」とは

区民(世帯)の課題に応じて、関係する各支援機関、多様な地域の関係団体が集まり、支援方針を共有し、互いを尊重しながら、それぞれの役割分担(ポジションニング)に基づき、継続的な支援を実践することを「**チーム支援**」とします。

(2) 参加支援

重層的支援会議等の対象者など、複合的な課題がある方は、支援者以外との人とのつながりが弱い傾向にあります。

制度によるサービス提供だけでは、十分な生活の安定化が図れない事例があります。

このため、ご本人の希望に沿って、地域や社会とのつながりを支援することが求められます。

参加支援によるコーディネートを行うためには、支援者は、日常的に地域社会とつながることができる居場所などの地域資源を把握し、そうした居場所などを運営する方に理解を得ていくことが必要です。

希望にあった居場所などの地域資源がない場合は、地域づくり支援などとも連携して、新たな地域資源の創出に向けた取組を行う必要があります。

地域社会とのつながりを支援するためには、自治会・町会や民生委員児童委員をはじめとした地域住民や区民活動団体、企業、事業者などの多様な協力者を更に増やしていく必要があります。

(3) 地域づくり支援

コミュニケーションのあり方が多様化し、人とのつながりや、距離感に対する価値観が、人によって違ってきています。

このため、地域活動を活性化していくには、活動への参加方法を工夫し、多様化していくことや、住民同士が地域課題について話し合える場づくりが必要です。

重層的支援会議等で取り扱った事例の中には、個別の対応だけではなく、地域課題として、その方を支える地域づくりの検討が必要な事例も見えてきました。参加支援でも課題としたように、地域の居場所の機能を増やしていく必要があります。

また、大田区地域福祉計画実態調査(令和4年度実施)では、「困りごとがあったときに誰に相談するか」という問いに、区役所等の相談を選択した方は約9%に留まっており、身近な家族や親類、友人・知人が大多数となっています。課題の重度化を防止するためには、区を含めた支援機関が、困りごとを抱えた区民に早期に気付く仕組みを、地域づくりの視点でも検討することが必要です。

7 令和8年度～令和10年度に取り組むべき視点

「6 本格実施から3年経過した現状と課題」を踏まえて、以下の令和8年度から令和10年度の3か年に取り組むべき視点に基づき、実施していきます。

(1) 包括的相談支援

取組の視点	内容
多機関連携によるチーム支援づくりの強化	既存の多機関連携の各種調整会議を強化しつつ、重層的支援会議等で編成されたチーム間で、情報共有ツールを活用したコミュニケーションの活性化を図り、チーム支援の強化を図ります。
情報連携のしくみづくりの促進	多機関連携を推進するため、重層的支援情報共有システム等を活用した運用の検討を行います。
課題の早期把握・早期支援のしくみを整備	既存の支援窓口のしくみだけでなく、早期把握・早期支援に向けた相談の入口の整備を検討します。
支援者のスキルアップの推進	大田区福祉人材育成・交流センターの機能を生かし、分野や組織に関わらず、福祉に携わる職員の包括的支援への対応力の向上を推進していきます。

(2) 参加支援

取組の視点	内容
本人を中心とした参加支援の推進	本人の強みを活かしたオーダーメイドの参加支援を、その後の定着や、自立も視野に入れながら進めていきます。同時に、地域社会とのつながりを継続的に築くための場を見える化し、地域資源の活用や、新たな地域資源の創出の支援を進めます。
重層的支援会議などと連携したインフォーマルな支援へのつながりの強化	重層的支援会議等での検討において、参加支援の必要性があるとされた場合に、インフォーマルな支援へのつながりを行います。

(3) 地域づくり支援

取組の視点	内容
地域における支えあいの創出	自治会・町会や民生委員児童委員をはじめとした地域住民や、区民活動団体、事業者・企業等の多様な活動主体の連携と協働の方法を検討し、支えあいの地域ネットワークづくりを進めます。
多様な主体の協力者の参加の促進	自治会・町会や民生委員児童委員をはじめとした地域住民や、区民活動団体、事業者等の協力者が、支援活動に参加できるしくみを整備します。
地域課題の抽出と共有	重層的支援会議などの個別事例から地域課題を抽出するとともに、関係者間で共有し、必要な地域資源の分析と関係者の連携・協働を進めます。

(4) その他、重要な庁内連携の取組

取組の視点	内容	主な連携部局
気づき・つなぐ中間支援機能の強化	<ul style="list-style-type: none"> ● 特別出張所等が、区民の困りごとを通じて把握した孤立等の地域課題に早期に気づき・つなぐ「中間支援」機能の強化を図り、地域力を最大限活かした支え合いの地域づくりに取り組めます。 ● 大田区社会福祉協議会とも連携しながら、地域活動の好事例をもとに、今後の方向性を検討していきます。 	地域未来創造部 福祉部
年齢による制度切替時の支援連携のあり方	<ul style="list-style-type: none"> ● 制度の切替によって変わる支援機関・支援者の引き継ぎをスムーズにするための支援連携のルールづくりや支援連携のガイドブックの作成を検討します。 	福祉部 健康政策部 こども未来部 教育総務部

8 重層的支援体制整備事業の実施内容

大田区における包括的支援体制を構築するために、重層的支援体制整備事業の「包括的相談支援」、「参加支援」、「地域づくり支援」の3つの支援を一体的に実施します。

(1) 区の重層的支援体制整備事業交付金対象事業

法に基づき、区における重層的支援体制整備事業(13事業)を以下のとおり規定します。高齢・障がい・こども・生活困窮の分野の、「包括的相談支援」や「地域づくり支援」にかかる既存事業の国等の補助金が、「重層的支援体制整備事業交付金」に一本化することで、分野横断的な相談支援や地域づくり支援の事業を実施していきます。

法対象事業		区該当事業	所管課
包括的 相談支援 事業	地域包括支援センターの運営	1 地域包括支援センターの相談支援	高齢福祉課
	基幹相談支援センター等機能強化事業	2 大田区立障がい者総合サポートセンターの相談支援	障がい者総合サポートセンター
	利用者支援事業	3 妊婦面接・転入者面接、新生児等訪問 児童館の子育て相談 こども家庭センターの相談支援 保育サービスアドバイザーによる相談 保育園における子育て相談	健康づくり課 地域健康課 子育て支援課 こども家庭センター 保育サービス課
	生活困窮者自立相談支援事業	4 大田区生活再建・就労サポートセンターJOBOTAの自立相談支援	蒲田生活福祉課
多機関協働事業		5 多機関協働事業	福祉管理課 地域福祉課
アウトリーチ等を通じた継続的支援事業		6 大田区ひきこもり支援室SAPOTAのアウトリーチ支援等	蒲田生活福祉課
参加支援事業		7 地域福祉コーディネート事業	福祉管理課
		8 大田区若者サポートセンターフラットおおた	子ども家庭支援センター
地域づくり 支援事業	地域介護予防活動支援事業	9 地域介護予防活動支援事業 地域福祉コーディネート事業	高齢福祉課 福祉管理課
	生活支援体制整備事業	10 生活支援体制整備事業 地域福祉コーディネート事業	高齢福祉課 福祉管理課
	地域活動支援センター機能強化事業	11 地域活動支援センター	障害福祉課
	地域子育て支援拠点事業	12 子育てひろば	子育て支援課 保育サービス課 子ども家庭支援センター 教育総務課
	生活困窮者支援等のための地域づくり事業	13 おおたフード支援ネットワーク事業	福祉管理課

※(2)区該当事業の内容では、該当する上記**1**～**13**を付番して表記しています。

※子ども家庭支援センターについては、令和8年8月1日(予定)付け組織改正により、おおたこども家庭センターに変更となります。

(2) 区該当事業の内容

包括的相談支援事業 **1** **2** **3** **4**

高齢・障がい・こども・生活困窮などの相談支援事業をはじめとした区民からの困りごとの相談を受ける各支援機関は、まずは、世帯が抱える課題を把握し、必要に応じて関係機関と積極的に連携し、包括的な相談支援を実施します。

法で定められている以下の事業においては、特にこの役割を強化します。

法対象事業	区該当事業	内容	所管課
1 地域包括支援センターの運営	地域包括支援センターの相談支援	高齢者やその家族等から介護・福祉・保健等に関する総合的な相談を受ける窓口として、専門職による包括的な支援を実施します。	高齢福祉課
2 基幹相談支援センター等機能強化事業	大田区立障がい者総合サポートセンターの相談支援	大田区における障がい者の相談支援の中核的な役割を担い、専門家(医師、臨床心理士等)による相談や、地域の相談機関・支援機関との連携強化の取組などを実施します。	障がい者総合サポートセンター
3 利用者支援事業	妊婦面接・転入者面接、新生児等訪問	全ての妊婦や転入した産婦を対象に、専門面接員による面接を実施します。また、助産師、保健師が産後間もない世帯を訪問し、心身の状況や養育環境を確認します。妊娠・出産・育児への相談に応じるとともに、リスク把握を行うことで予防的支援の強化を図ります。	健康づくり課 地域健康課 こども家庭センター
	児童館の子育て相談	地域の身近な相談窓口として、教員免許や保育士資格などの専門知識を有する児童館職員が、子育てに関する相談に応じます。	子育て支援課
	こども家庭センターの相談支援	こども又はその保護者の身近な場所で、地域の子育て支援事業や教育・保育施設等の情報提供、及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施します。	こども家庭センター

3 利用者支援 事業	保育サービス アドバイザーに よる相談	区立保育園勤務経験のある保育士による相談のほか、家庭の事情等に応じた保育施設や子育て支援サービスに関する情報提供を行います。	保育サービス課
	保育園における 子育て相談	妊娠期の過ごし方から育児全般に係る相談に応じます。あわせて、区立保育園では、保育体験の受け入れや「マイ保育園」登録制度を活用した情報発信に取り組みます。	
4 生活困窮者 自立相談支援 事業	大田区生活再建・ 就労サポートセン ターJOBOTAの 自立相談支援	生活・仕事・住まいなどについての悩みを抱え、経済的に困っている方に対して、専門の支援員が一人ひとりに合ったサポートを行います。	蒲田生活福祉 課

一体的連携事業

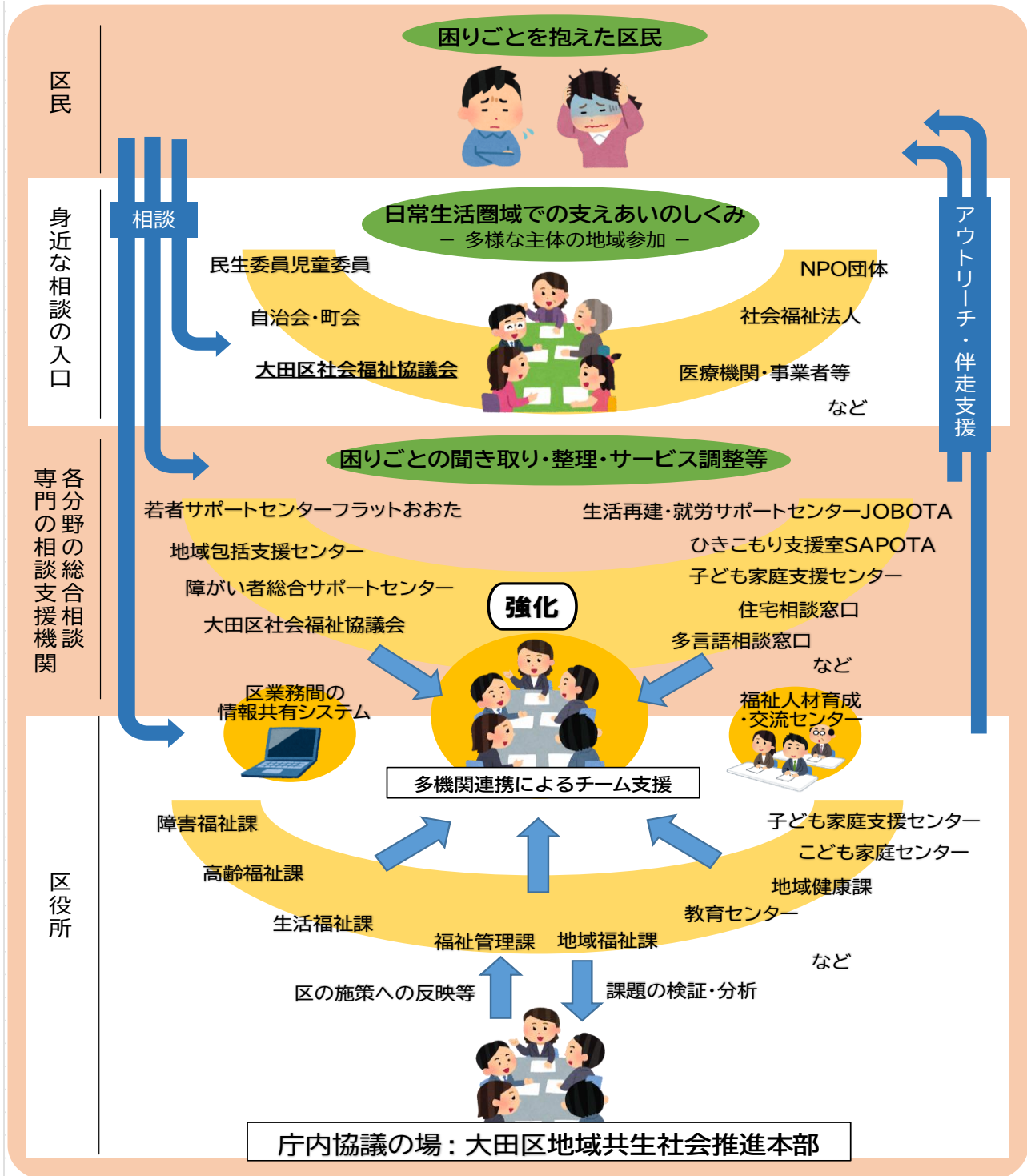
多様な課題を抱えるこども・若者やその家族に対して重層的な支援を行うためには、関係機関が連携して支援することが重要です。そのため、子ども・若者総合相談機関(若者サポートセンター フラットおおた)及びヤングケアラー支援事業を通じて、複雑化・複合化した課題について、関係機関との連携体制構築等を進め、必要な支援へ適切につなぐとともに、一体的かつ継続的な支援に取り組み、引き続き重層的支援体制整備事業と相互に連携して実施します。

事業名	内容	所管課
大田区若者サポートセンター フラットおおた	<p>おおむね15歳から39歳までのこども・若者及びその家族を対象に、分野を問わず総合的な相談対応を行うとともに、関係機関との連携により適切な支援につなげます。</p> <p>併せて居場所を活用した様々な交流体験等の機会を提供し、参加支援を含め、社会的自立に向けた伴走的な支援を行います。</p>	子ども家庭 支援センター
ヤングケアラー支援 事業	<p>ヤングケアラー本人や家族、関係機関等からの相談対応を行い、関係機関との連携により適切な支援につなげます。</p> <p>ヤングケアラー支援において核になる人材として配置した「ヤングケアラー・コーディネーター」が、関係機関への研修を行うなど、連携強化を図るとともに、ヤングケアラーへの正しい理解が深まるよう関係機関、区民等への普及啓発に取り組みます。</p>	子育て支援課

包括的相談支援事業の構築イメージ

多機関連携によるチーム支援の強化

既存の各事業においても、関係機関との連携によるチーム支援を実施していますが、さらに分野や属性を問わない支援を強化するため、そのチームづくりをサポートする機能として、「多機関協働事業」を実施します。



多機関協働事業 5

各支援機関の包括的相談支援をサポートをし、状況に応じて、分野や年代に関わらず、広く支援者を必要とする課題に対して、チームづくりの総合調整等を行います。

所管課(担当) 各地域福祉課(多機関連携調整担当)

重層的支援会議等の実施

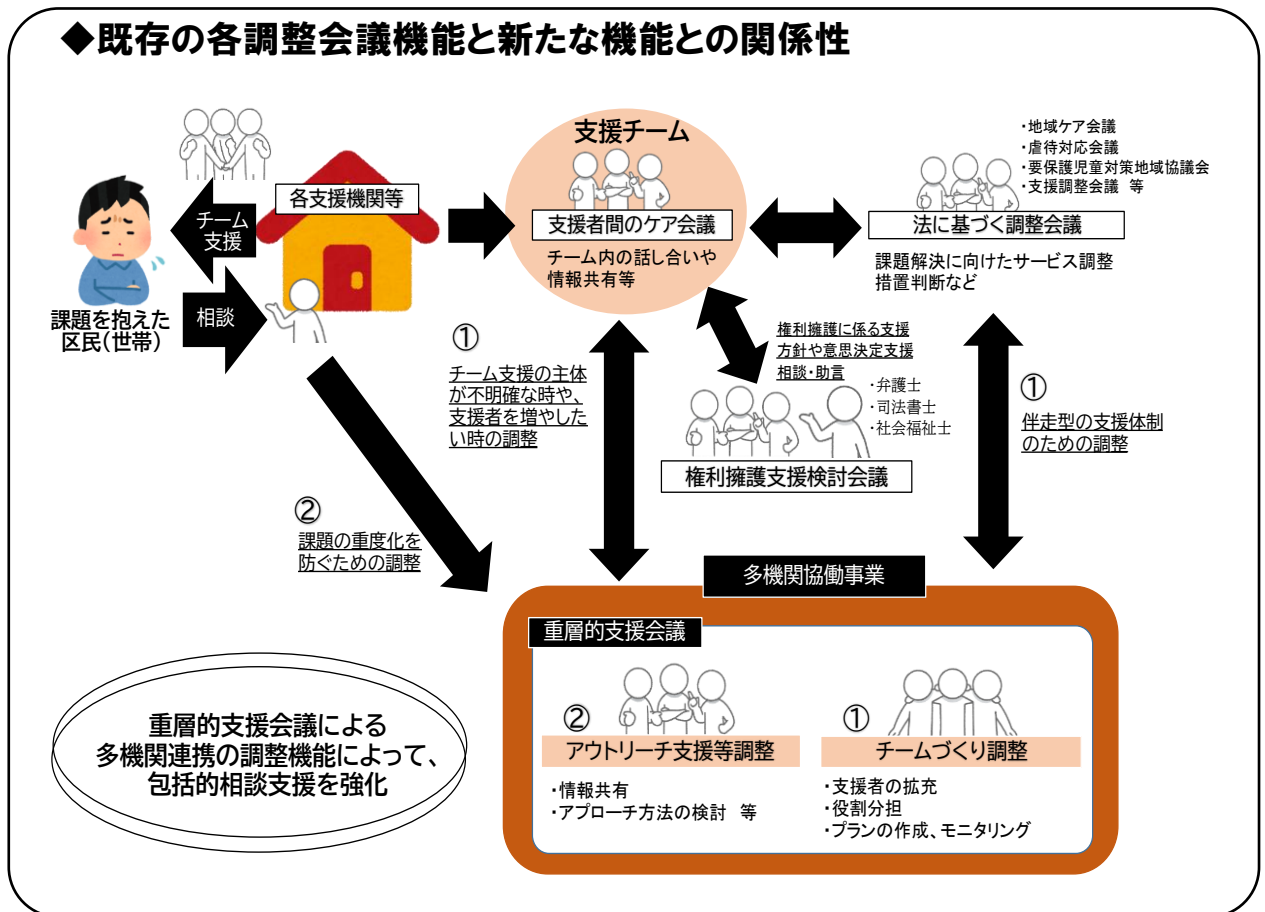
各支援機関の包括的相談支援をサポートする手段のひとつとして、次の機能をもった重層的支援会議の実施や調整・助言等を行います。

① チームづくり調整機能

課題に応じて必要な機関と支援方針や役割分担を検討し、支援プランを作成します。また支援プランのモニタリングを実施します。

② アウトリーチ支援等調整機能(法第106条の6に基づく支援会議)

法に基づき支援チームに守秘義務を課したうえで、必要な情報を関係者と共有し、対象者本人との関係性づくりをするためのアウトリーチ支援等の方法を検討します。



アウトリーチ等を通じた継続的相談支援事業 6

自ら相談の窓口に行けない方などに対して、アウトリーチ等を通じて、本人との関係づくりを行い、適切な支援につなげ、継続的な相談支援を行います。

本人との関係づくりにおいて、関係機関と連携が必要な場合は、重層的支援会議(アウトリーチ支援等調整機能)を活用して、多職種連携によるチームアプローチに取り組めます。

区該当事業	内容	所管課
6 大田区ひきこもり支援室 SAPOTAのアウトリーチ支援等	本人との関係づくりに向けたアウトリーチ等を行い、本人やその家族に対し、専門の支援員と一緒に考え、伴走支援を行います。	蒲田生活福祉課

参加支援事業 7 8

複合課題を抱える方は、地域社会とのつながりが希薄化し、社会的に孤立している場合があるため、包括的相談支援事業の実施とともに、地域社会とのつながりを築くことを支援します。

また、課題に応じて必要な地域資源、居場所などへのつながりや社会資源の創出などを行い、多様な社会参加の実現に取り組めます。

区該当事業	内容	所管課
7 地域福祉コーディネート事業	本人の希望に応じて、社会参加に向けた地域資源へのつながりや、社会参加等の場に定着するまでの支援と、定期的なフォローアップを行います。地域参加・社会参加の場の見える化と協力者の参加促進に取り組めます。	福祉管理課
8 大田区若者サポートセンターフラットおた	こども・若者を対象とした居場所支援を実施し、本人の状況に応じた情報提供や助言を行うとともに、関係機関と連携し、適切な支援へつなげています。様々な交流体験等の機会を通じて、地域参加や、社会参加を促進し、社会的自立に向けた伴走的な支援を実施します。	子ども家庭支援センター

地域づくり支援事業 **9** **10** **11** **12** **13**

これまでの既存の高齢・障がい・子ども・生活困窮における各分野の地域づくり支援の事業を連携させて、多様な主体が役割をもって参画でき、地域の中で誰もが排除されない風土を形成していきます。大田区の強みである「地域力」を活かして、縦割りでの地域づくりとならないよう、取組んでいきます。

法対象事業	区該当事業	内容	所管課
9 地域介護予防活動支援事業	地域介護予防活動支援事業	住民主体の通いの場等の介護予防活動の地域展開をめざし、ボランティア人材の育成研修、地域活動組織の育成・支援等を行います。	高齢福祉課
10 生活支援体制整備事業	生活支援体制整備事業	高齢者の生活課題と地域資源をつなぐ支援、資源発掘や創出等を行います。	高齢福祉課
9 10 地域介護予防活動支援事業及び生活支援体制整備事業	地域福祉コーディネート事業	個別課題を地域課題として分析し、地域で協力してくれる多様な主体の参画を増やし、地域で支えあうしくみづくりを行います。	福祉管理課
11 地域活動支援センター機能強化事業	地域活動支援センター	障がい者の創作的な活動や生産活動の機会の提供、社会との交流等を行います。	障害福祉課
12 地域子育て支援拠点事業	子育てひろば	親子で遊びながら親同士、子ども同士が交流し、子育てに関する悩みなど、情報交換を行う場を提供し、子育てに関する相談を行います。	子育て支援課 保育サービス課 子ども家庭支援センター 教育総務課
13 生活困窮者支援等のための地域づくり事業	おおたフード支援ネットワーク事業	地域における生活困窮者やひとり親家庭等への『食』の支援を可能にする基盤をつくり、地域の支えあいのネットワークづくりを推進します。	福祉管理課

9 計画の進行管理

本計画の進行管理は、庁内協議の会議体である「大田区地域共生社会推進本部」で進捗状況の管理を行い、分野横断的な課題への検討・改善を行い、予算を検討し、毎年本計画の内容を更新・公表します。

併せて、地域、福祉、保健医療の各分野の委員で構成される「大田区地域福祉計画推進会議」などでの意見等を、本計画の内容に反映させます。

(1) 事務局

区長を本部長とし、庁内関係部局の長で組織する「大田区地域共生社会推進本部」の事務局は福祉管理課が担い、重層的支援体制整備事業の全体の調整、実施計画の更新等を行います。

(2) 評価・検証

区の最上位の指針である大田区基本構想で掲げる将来像や基本理念をもとに、事業目的である「地域共生社会の実現」を掲げる大田区地域福祉計画における施策目標を、本計画においても指標目標とします。

その目標を達成するために、別途示す重層的支援体制整備事業に関わる指標の達成状況を確認しながら、進行管理していきます。

10 大田区福祉人材育成・交流センターによる支援力の強化

「地域共生社会の実現」に向け、重層的支援体制整備事業の実施とともに、大田区福祉人材育成・交流センターが中心となり、e ラーニングシステムや対面による研修、交流会等を活用しながら、区内福祉従事者が様々な垣根を越えて共に学び、高め合いながら、横のつながりを強化していくことで、区内全体の福祉の向上をめざします。

11 大田区社会福祉協議会との連携

重層的支援体制整備事業の目的である「地域共生社会の実現」に向けて、区は地域福祉実践の重要なパートナーである大田区社会福祉協議会と連携・協働して、包括的支援体制の強化を図ります。同時に、制度の狭間への対応や、課題の重度化に対する予防的支援を重視する観点から、互いの強みを活かしながら、本事業を構成する各事業を一体的・総合的に実施することによって、本事業の効果を一層高めていきます。

12 重層的支援体制整備事業と関連する区の既存事業との連携

法で定められている重層的支援体制整備事業と、関連する区の既存事業が連携し、包括的支援体制がより効果的になるよう、大田区らしい重層的支援体制整備事業を実施していきます。

※ 重層的支援体制整備事業と関連する各事業については、分野ごとの法令等に基づき、関係部局で実施し、進行管理をしているため、別途示していきます。

大田区地域福祉計画の基本目標と重層的支援体制整備事業におけるアウトプット指標

大田区地域福祉計画の基本目標	法対象事業	アウトプット指標	令和6年度
基本目標1 「つながりを感じることができる地域をめざします」	アウトリーチ等を通じた継続的支援事業	6 ひきこもり支援室SAPOTAにおけるのべ支援件数(うち新規相談件数)	4,188件(131件)
	参加支援事業	8 若者サポートセンターフラットおおたの居場所の延べ利用者数	5,504人
	地域福祉コーディネート事業	7 地域福祉コーディネート事業(参加支援事業)における地域資源等につなげた件数	456件
基本目標2 「誰もが地域に参加できる共生のまちづくりを進めます」	地域介護予防活動支援事業	9 公園体操の指導員への養成講座の実施件数	5件
	地域福祉コーディネート事業	7 地域福祉コーディネーターが地域活動を支援した件数	912件
		7 地域福祉コーディネーターがプラットフォームの場づくりを支援した件数	89件
	地域介護予防活動支援事業	9 シニアステーション事業の延べ利用者数	132,835人
	生活支援体制整備事業	10 地域資源見える化サイトへの地域資源情報の登録数	568件
	地域活動支援センター機能強化事業	11 地域活動支援センターへのボランティア参加延人数	96人
		11 地域活動支援センターでの創作活動や生産活動、生活・社会適応訓練、交流会等に参加した延利用者数	22,763人
	地域子育て支援拠点事業	12 子育てひろばへのボランティア参加人数	1,755人
12 子育てひろばの利用者数		452,323人	
生活困窮者支援等のための地域づくり事業	13 フード支援ネットワーク事業のフードドライブに参加(食料を提供)した区民の数	4,210人	
	13 フード支援ネットワーク事業のフードパントリーに参加した団体数	196団体	
基本目標3 「安心して生活できる地域を支えます」	地域包括支援センターの運営	1 地域ケア会議個別レベル会議の検討件数(支援困難ケース、自立支援ケース)	96件
	基幹相談支援センター等機能強化事業	2 関係機関と連携する支援会議に参加した回数	82回
	利用者支援事業	3 妊婦面接の実施件数(うち継続支援の必要な要支援妊婦件数、特定妊婦件数)	5,121件(1,090件)
		3 児童館の子育て相談の件数(うち発育・発達に関して関係機関につないだ件数)	12,107件(192件)
		3 保育サービスアドバイザーによる相談件数(うち関係機関から相談につながった件数)	5,147件(446件)
	生活困窮者自立支援事業	4 他の支援機関と連携して支援した件数	500件
	多機関協働事業	5 重層的支援会議の開催回数	153回
5 重層的支援会議によって作成したアウトリーチ支援プラン(新規及び再プラン)の作成件数		114件	

令和8年度～令和10年度 大田区重層的支援体制整備事業実施計画

令和8年3月更新

発行：大田区

編集：大田区福祉部福祉管理課

〒144-8621 東京都大田区蒲田五丁目13番14号

電話 03-5744-1721

FAX 03-5744-1520